

令和5年度果樹先導的取組支援事業の事前要望調査について

果樹園地の施設整備などを支援する「果樹先導的取組支援事業」の実施要望を受付いたします。事業を希望する方は、最寄りの営農センターまでお問い合わせください。

I. 助成対象者

(1) 南予地域果樹産地協議会 果樹産地構造改革計画で位置づけられた担い手(下記のいずれかに該当する者)

①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町基本構想の水準到達者 ④特定農業法人
⑤農地所有適格化法人 ⑥人・農地プランに位置付けられた中心経営体
※令和4年12月末時点

(2) 事業実施から4年後までに以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ア 改植及び新植後の農業者の面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること。
- イ 生産量又は販売額を12%以上増加させること。

II. 主な事業内容・補助率

事業内容	補助率
1. キウイフルーツへの改植	事業費の1/2以内
2. キウイフルーツの新植	事業費の1/2以内
3. 小規模基盤整備 (1) 園内道の整備 (2) 傾斜の緩和	事業費の1/2以内
4. 用水・かん水施設の整備	事業費の1/2以内
5. 特認事業 (1) モノレールの新設・延長・上位更新 (2) 防霜ファン・防風ネットの整備	事業費の1/2以内
6. キウイフルーツ用の果樹棚の新設 ※改植・新植と一体に行うものに限る	事業費の1/2以内

※国庫事業であり、細かな要件で対象とならない場合や、申請しても必ず採択されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

III. 工期(予定)

着手：令和5年7月 完了：令和6年12月末

IV. 募集期間

令和4年12月15日(木)～令和5年1月10日(火)

IV. 問い合わせ先

J A えひめ南 営農企画振興課 22-8151

各 営農センター 宇和島 22-7722 吉田 52-2939 三間 58-3322
鬼北 45-1313 津島 32-5951 南宇和 72-1160